

重要事項説明書（居宅介護支援版）

1 事業所の概要

事業所名	ケアネット座間
所在地	神奈川県座間市相武台1丁目50番1号（座間総合病院内）
事業所指定番号	1474101407号
管理者・連絡先	管理者： 澤木 未歩 連絡先： 046-251-8088（直通）
併設事業所	JMA座間訪問看護ステーション 座間総合病院 訪問リハビリテーション 座間総合病院 通所リハビリテーション

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者 （主任介護支援専門員）	・所属職員の指導監督 ・適切な事業運営 ・業務の一元管理	常勤・兼務 1人
主任介護支援専門員	・介護支援専門員が行う業務全般 ・事業所における人材育成 ・事業所における業務管理 ・地域全体のケアマネジメントの質の向上 ・地域課題の把握と必要な社会資源の開発 ・地域ネットワークの構築	常勤・専従 2人以上 常勤・兼務 1人
介護支援専門員	・居宅サービス計画 ・サービス事業者等との連絡調整 ・介護サービス等に関する相談 ・要介護認定に係わる申請手続き等	常勤・専従 3人以上 常勤・兼務 0人 非常勤・専従 0人 非常勤・兼務 0人
		合計 4人以上

3 通常の事業の実施地域

座間市、海老名市、綾瀬市、相模原市（南区）

4 営業日および営業時間(サービス提供日およびサービス提供時間)

区 分	平 日 (月～金)	土曜日	日祝祭日
営業時間 (提供時間)	8:30～17:30	8:30～12:30	休み

(注) 年末年始(毎年12月30日～1月3日)は「日祝祭日」の扱いとなります。

※ 電話でのご相談は24時間対応が可能です。

※ 上記時間以外は 046-251-8088(直通)へご連絡をお願い致します。

5 居宅介護支援申し込みからサービス提供までの流れ

付属別紙① 「サービス提供の標準的な流れ」参照

付属別紙② 「サービス利用割合」参照

* ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る観点から、各サービスの利用割合の説明をします。

* 居宅サービス計画は基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものです。

* 計画作成に当たって利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが出来ます。

また居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

6 利用料その他の費用について

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

* ただし保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの 利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費i (単位数 1,086) 11,620円	居宅介護支援費i (単位数 1,411) 15,097円
// 45人以上の場合に おいて、45人以上60人未満の 部分	居宅介護支援費ii (単位数 544) 5,820円	居宅介護支援費ii (単位数 704) 7,532円
// 45人以上の場合に おいて、60人を超えた部分	居宅介護支援費iii (単位数 326) 3,488円	居宅介護支援費iii (単位数 422) 4,515円

○特定事業所加算（Ⅱ）：（421単位／月） 4,504円

（算定要件）

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。（兼務可）
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。（兼務可）
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的に開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑦ 高齢者以外の支援に関する知識（ヤングケアラー・障害者・生活困窮者・難病患者等）の事例検討会・研修会に参加していること。
- ⑧ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨ 介護支援専門員一人当たりの利用者の平均件数が45名未満であること。
- ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑪ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

○その他の加算

加算	加算額	内容
初回加算 （1月につき 300単位）	3,210円	①新規に居宅サービス計画を作成した場合。②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成した場合。③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合。
入院時情報連携加算（Ⅰ） （1月につき 250単位）	2,675円	利用者が病院又は診療所に入院した際、入院日以前・入院日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。
入院時情報連携加算（Ⅱ） （1月につき 200単位）	2,140円	利用者が病院又は診療所に入院した際、入院日翌日・翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。
退院・退所加算（Ⅰ）イ （1月につき 450単位）	4,815円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合。
退院・退所加算（Ⅰ）ロ （1月につき 600単位）	6,420円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている場合。

退院・退所加算（Ⅱ）イ （1月につき 600単位）	6, 4 2 0円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合。
退院・退所加算（Ⅱ）ロ （1月につき 750単位）	8, 0 2 5円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合。
退院・退所加算（Ⅲ） （1月につき 900単位）	9, 6 3 0円	医療機関や介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合。
ターミナルケア マ ネジメント加算 （利用者1人につき 1回を限度 400単位）	4, 2 8 0円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合
通院時情報連携加算 （1月につき1回を限度 50単位）	5 3 5円	利用者が医師・歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師などに利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合。

* 初回加算と退院・退所加算は同時に算定することはできません。

* 退院・退所加算は入院又は入所期間中につき1回を限度に算定。

* 1単位は、10.70円で計算しています。

（2）ターミナルケアマネジメント加算

終末期の医療やケアの必要なご利用者の支援に際しては、以下の内容についてご同意を頂きます。

- ① ターミナル期（終末期）に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問する可能性があること。
- ② 担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること。
- ③ 把握した心身の状況等の情報を記録すること。
- ④ 把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供すること。
- ⑤ 必要に応じて主治医等から病状等に関する指示をうけること。

（３）交通費

介護支援専門員が通常の事業の実施地域外に訪問し、公共交通機関を利用した場合、実費を徴収致します。
なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収致します。
通常の事業の実施地域を越えた地点から、１キロメートル当たり20円（消費税別）

7 緊急時の対応

- ・サービス提供にあたり利用者の病状等の急変が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族・主治医・救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先

＜医療機関に入院する必要がある場合＞

- ・介護支援専門員は利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関へ提供致します。このことは退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するために行います。
- ・入院先医療機関に担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えてください。指定居宅介護支援事業者と入院医療機関との早期からの連携を促進するためにご協力ください。

8 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合は、対応マニュアル等に基づき、速やかに必要な措置を講じると共に事故の状況及び事故に際してとった処置に関する記録を適切に作成します。
- ② 利用者の家族に連絡をし、事故の経過や対応等について適切に説明をいたします。また、事業所・施設の所在する市町村と保険者である市町村に対し、事故の報告を行います。なお、市町村の連絡先については、次項9「相談窓口、苦情対応」と同じです。
- ③ 賠償すべき事故の場合は、利用者やその家族等に対し、速やかに損害賠償を行う等、早期解決に努めます。なお、事業者は損害賠償保険に加入しています。
- ④ 事故やヒヤリハット事例が発生した場合は、状況を確認し、事業所全体として再発防止策を検討し、すべての従業者に周知し再発防止に努めます。
- ⑤ 居宅介護サービス事業者はサービス提供中に事故があった場合、利用者の担当の居宅介護支援事業者に連絡をすることになっています。連絡があった場合は利用者の状況等の把握・援助を行い、必要に応じてケアプランの変更を検討します。

9 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当事業所相談窓口	電話番号	046-251-8088（直通）	
	FAX番号	046-251-8077	
	管理者	澤木 未歩	
	対応時間	月～金 8：30～17:30 土 8:30～12:30	

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	海老名市役所 （介護保険課）	所在地 電話番号	海老名市勝瀬175-1 046-235-8232（直通）	事業者支援係
	綾瀬市役所 （高齢介護課）	所在地 電話番号	綾瀬市早川550 0467-70-5636（直通）	
	座間市役所 （介護保険課）	所在地 電話番号	座間市緑ヶ丘1-1-1 046-252-8077（直通）	事業者支援係
	相模原市役所 （高齢基盤課）	所在地 電話番号	相模原市中央区中央2-11-15 042-769-9226（直通）	高齢指定・指導班
神奈川県国民健康保険 団体連合会 （介護保険課）		所在地 電話番号	横浜市西区楠町27番地1 045-329-3447（直通）	介護苦情相談係
		所在地 電話番号		

10 研修計画

① 居宅介護支援事業所は介護支援専門員等の資質向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

- 1 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 2 職員研修 ●内部研修 年5回 ●外部研修 年1回 ●資格法定研修 対象者

11 秘密保持

従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持し、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約時に取り交わしております。

1 2 高齢者虐待防止について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者(※1)に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」と表記)」の第5条において「養介護施設従事者等(※2)は、高齢者(※3)虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に務めなければならない」とされています。

※1 養護者：高齢者を現に介護する人であって養介護施設従事者等以外の人

※2 養介護施設従事者等：「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する人

※3 高齢者：高齢者虐待防止法では65歳以上

○ 養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています(第5条)。高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならないとされています(第7条第1項)。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならないとされています(第7条第2項)。この場合、守秘義務違反にはなりません(第7条第3項)。

○ 被害者は自分が虐待されている自覚がないことがあり、加害者も自分が虐待している自覚がないことがあります。第三者が虐待を認識・発見することが重要となります。

○ 居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置

- ① 指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針の整備を行います。
- ③ 指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

1 3 介護現場におけるハラスメント対策 について

- ① 職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメントやパワーハラスメント）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確にし、介護支援専門員に周知・啓発を行います。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず利用者やその家族等から受けるものも含まれます。
- ② 相談に対応する担当者をあらかじめ定める等ことにより、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、介護支援専門員へ周知します。
- ③ 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント：暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷など）の防止のための取り組みを行います。

- a. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備。
- b. 被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して一人で対応させない等）
- c. 被害防止のためのマニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取り組み。

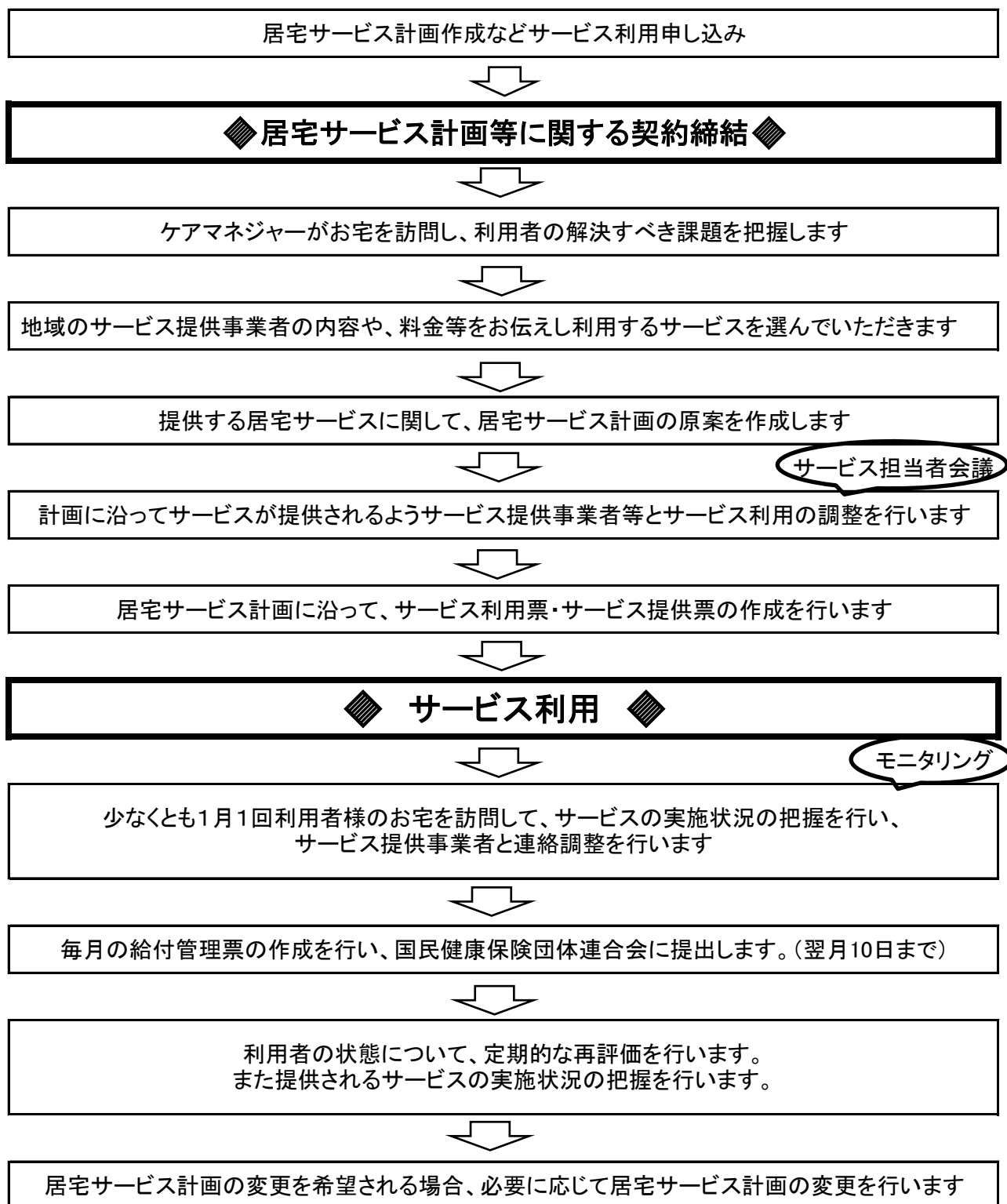
14 業務継続計画の策定等

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画に変更を行います。

15 当法人の概要

法人種別・名称	社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス
代表者名	理事長 賛 正基
法人所在地・電話	神奈川県海老名市中央四丁目16番1号 TEL046-233-1311

＜サービス提供の標準的な流れ＞



サービス利用割合

判定期間 令和6年9月1日～令和7年2月末日

ケアマネジメントの公正中立の確保を図るため、ケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の割合と同一事業者によって提供されたものの割合について。

①上記期間(6か月間)に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	28%
通所介護	32%
地域密着型通所介護	10%
福祉用具貸与	73%

②上記期間(6か月間)に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	セントケア大和	16%	茜ケアサービス有限会社訪問介護	8%	ケアコミュニティ 座間のわっか	7%
通所介護	デイリハセンター煌相武台	15%	リハビリデイサービス大きな手・相武台	10%	ゆめの木海老名	9%
地域密着型通所介護	レコードブック座間中宿	29%	TR相模大野リハビリセンター	9%	さくらクオーレプラス	9%
福祉用具貸与	ケアレンタル海老名	52%	メディケアセンター大和	17%	(株)トーカイ 海老名営業所	8%